

2012/13 年フットサル競技規則の改正および修正について

2012 年 5 月 31 日付け国際サッカー連盟 (FIFA) サーキュラー2012 号にて、「2012/13 年のサッカー競技規則改正」について通達を受け、2012 年度第 3 回理事会にて協議、承認後、地域／都道府県協会、各連盟他へ通達を行っている。

今般、サッカーに続き、FIFA より 2012 年 7 月 2 日付けサーキュラー1310 号をもって「2012/13 年のフットサル競技規則改正」について通達があった。

以下のとおり日本語に訳すと共に日本協会の解説を付し、各協会、連盟などへ通達したい。

なお、これらの改正等は、サッカー同様、国際的には 7 月 2 日から有効となっているが、日本協会、各地域/都道府県協会等が主催する試合については、8 月 1 日以降のしかるべき日から施行することとする。

競技規則改正のポイント

| 条 | 内容 | 備考 |
|--------|-------------------------|---------------------|
| 第 1 条 | ピッチ：商業的広告 | サッカーと同内容 |
| 第 3 条 | 競技者の数：交代要員 | サッカーと同内容。(但し 7⇒9 名) |
| 第 3 条 | 競技者の数：通知なしの試合開始前の競技者の交代 | サッカーと同内容 |
| 第 4 条 | 競技者の用具：ストッキング テープ等 | サッカーと同内容 |
| 第 4 条 | 競技者の用具：その他の用具 通信システム | サッカーと同内容 |
| 第 7 条 | 試合時間：前後半の終了 | <u>フットサルのみ</u> |
| 第 8 条 | プレーの開始および再開 | サッカーと同内容 |
| 第 12 条 | ファウルと不正行為：懲戒の罰則 | サッカーと同内容 |
| 第 12 条 | ファウルと不正行為：ゴールキーパーによる反則 | <u>フットサルのみ</u> |

関係各位

公益財団法人 日本サッカー協会

国際サッカー連盟（以下、FIFA）から 2012 年 7 月 2 日付け回状 1310 号をもって 2012/13 年のフットサル競技規則改正について通達されました。下記のとおり日本語に訳すと共に日本協会の解説を付しましたので、各協会、連盟などで、加盟クラブ、チーム、審判員等関係者に周知徹底を図られるようお願いいたします。

なお、これらの改正等は、国際的には 7 月 2 日から有効となっていますが、日本協会、各地域/都道府県協会等が主催する試合については、8 月 1 日以降のしかるべき日から施行することとします。

2012/13 年フットサル競技規則の改正および修正について

FIFA フットサル委員会は、国際サッカー評議会 (IFAB) の小委員会と FIFA 審判部の協力を得て、2011 年フットサル競技規則に対する 2 つの改正およびフットサル競技規則に直接影響を与える IFAB の指示や指令に関する改正を承認すると共に 4 つの FIFA 公式言語間の文章表現の調整を行いました。

承認後の競技規則改正の詳細ならびにフットサル競技規則への修正および IFAB の決定要旨を次のとおり示します。

競技規則の改正および IFAB の決定

1. 第 1 条 — ピッチ

競技規則の解釈と審判員のためのガイドライン — 商業的広告

| 現在の文章 | 新しい文章 |
|-------|--|
| | <p>ピッチ周辺の商業的広告</p> <p>立型の広告は、少なくとも：</p> <ul style="list-style-type: none">・広告の設置が禁止されているテクニカルエリア、交代ゾーンを除き、タッチラインから 1m（1 ヤード）・ゴールのネットの奥行きと同じ長さ・ゴールネットからは 1m（1 ヤード）離す。 |

理 由：IFABの決定

審判員の視野を制限しないよう、ゴールネット周辺1mに立型の広告は置くべきではない。

<日本協会の解説>

フットサルにおいては、大会規定で禁止していない限り、競技者、審判員に混乱を与えず、またフットサル競技規則に規定される境界線がはっきり見えるのであれば、テクニカルエリア、交代ゾーンを除いたピッチ面、その周辺上に広告を設置することが認められている。

しかしながら、それが立型の場合、審判員の視野を制限したり、競技者のプレーの障害になる可能性があるため、ピッチからは原則1m以上、ゴールライン側についてはゴールネットの奥行き、かつゴールネットから1m以上離すことが必要であるとした。

2. 第3条 — 競技者の数

これまでフットサル競技規則（第3条）は、最大7人の交代要員の登録を認めていた。しかしながら、フットサルの普及が進み、大会数も増加している状況であることや、試合を連続して行うことが通常の試合のフォーマットとなっていることから、1試合あたりより多い数の競技者を認めるべきという要望があった。

| 現在の文章 | 新しい文章 |
|--|--|
| <p>公式競技会 FIFA、各大陸連盟、加盟協会の主催下で行われる公式競技会の試合では、いかなる試合でも最大7人までの交代要員を置くことができる。</p> | <p>公式競技会 FIFA、各大陸連盟、加盟協会の主催下で行われる公式競技会の試合では、いかなる試合でも最大9人までの交代要員を置くことができる。 競技会規定には、最大9人の範囲で、登録できる交代要員の数を明記しなければならない。</p> |

理 由

連続して幾つかの試合をプレーすることで、結果的に長時間のプレーになるが、この改正によって、このようなプレーによって引き起こされる負傷を防ぐことになる。各競技会規定には、交代要員数を明記しなければならない。

3. 第3条 — 競技者の数

フットサル競技規則の解釈と審判員のためのガイドライン

| 現在の文章 | 新しい文章 |
|--|---|
| <p>チーム役員から主審・第2審判、または副審に通知することなく、氏名を届け出られた交代要員が試合開始前に他の競技者と入れ替わった場合、主審・第2審判は、副審の援助を受け、次のガイドラインを遵守し、対応しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">・プレーを停止する（アドバンテージを適用できる場合、ただちに停止しない）。・警告することはない。しかし、その交代要員は警告となる違反後最初にプレーが停止されたときにピッチから出て、その交代要員のチームの交代ゾーンを通過してピッチに入るなど、交代の進め方を正しく行わなければならない。・アドバンテージを適用した場合、交代要員のチームがボールを保持したらプレーを停止し、プレーを停止したときにボールのあった位置（第13条-フリーキックの位置、参照）から相手チームの間接フリーキックで再開する。 | <p>試合開始前に、主審・第2審判、または副審に交代を通知することなく、氏名を登録された競技者に代わって氏名を登録された交代要員がピッチに入った場合：</p> <ul style="list-style-type: none">・主審・第2審判は登録された交代要員を続けて試合に参加することを認める。・登録された交代要員に対して懲戒の罰則を与えない。・主審は関係機関にこの事実について報告する。 |

理 由：IFABの決定

ウォーミングアップ中の負傷に起因することが多いが、競技者と交代要員の氏名が主審に通知された後の試合の始まる前に交代が行われるのは珍しいことではない。交代が主審に通知されるならば、これは認められる。しかしながら、交代について通知されなかった場合についての進め方について、明確にしておく必要がある。

<日本協会の解説>

今回の改正は、2012/13年サッカー競技規則の改正に考え方を合わせて、フットサル競技規則に導入したものである。

フットサルにおいては自由な交代が導入されており、一旦試合が始まってしまえば、あえて主審に通知することなく交代ができるので、当該改正の対象となる不正交代の発生はほとんどないと考えられる。

いずれにしろ、チームは交代があれば必ず主審に通知し、また審判団も試合前に登録された競技者名と番号のチェックをしっかりと行うようにし、未然にこのような事態が発生しないようにしなければならないことは言うまでもない。

4. 第4条 — 競技者の用具

| 現在の文章 | 新しい文章 |
|--------|--|
| ストッキング | ストッキング — テープまたは同様な材質のものを外部に着用する場合、着用する部分のストッキングの色と同じものでなければならない。 |

理 由：IFABの決定

ソックス（ストッキング）の上にあまりに多くのテープを巻く競技者が増加している。これによって、複数色のソックスになったり、ソックスの色が全く変わってしまったりすることになる。審判員はボールがアウトオブプレーになる前にどちらの競技者がプレーしたのか見極めなければならないことがあるが、ソックスの色が変わることによってその判断に混乱を生じさせる可能性がある。

<日本協会の解説>

日本では、既に2011年2月3日付“審1102 - M0026号”：「ストッキング上に着用するテープ等の色について」をもって、Fリーグ等の試合において、ストッキング（ソックス）の上にテープやバンテージ、アンクルサポーター等を着用する場合、そのテープ等の色はストッキングと同じものに限ることになっていた。

今回の改正によって、このことが競技規則第4条に規定化されことから、すべてのカテゴリーで適用されることになった。

なお、透明のテープについては、テープ下のストッキングの色が見えることから、着用は可能である。

5. 第4条 — 競技者の用具

フットサル競技規則の解釈と審判員のためのガイドライン：その他の用具

| 現在の文章 | 新しい文章 |
|--|--|
| 競技者は、身体を保護するだけのもので、かつ、自らを、また他の競技者を傷つけないものであれば、基本的な用具以外の用具を用いることができる。 (略) 競技者間、または競技者とテクニカルスタッフとの間の無線通信システムの使用は、認められない。 | 競技者は、身体を保護するだけのもので、かつ、自らを、また他の競技者を傷つけないものであれば、基本的な用具以外の用具を用いることができる。 (略) 競技者間、または競技者とテクニカルスタッフとの間の電子通信システムの使用は、認められない。 |

理 由：IFABの決定

現在の“無線通信システム”の用語では、先端技術による通信すべてを網羅することができない。

6. 第7条 — 試合時間 — 前後半の終了

| 現在の文章 | 新しい文章 |
|--|---|
| <p>タイムキーパーは、笛やその他の音で前後半（延長の前後半を含む）の終了を知らせる。タイムキーパーの笛やその他の音を聞いた後、主審、第2審判のいずれかが、次の点を考慮しつつ、笛を吹いて前後半、または試合の終了を告げる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 累積ファウル6つ目以降の第2ペナルティーマークからのキック、壁なしのフリーキックが行われるとき、または再び行われるとき、当該ハーフは、キックが終了するまで延長される。・ ペナルティーキックが行われるとき、または再び行われるとき、当該ハーフは、キックが終了するまで延長される。 <p>いずれかのゴールの方向にボールがけられたとき、主審、第2審判は、タイムキーパーが笛かその他の音を鳴らす前のキックの行方を見なければならない。各ハーフは、次のときに終了する。</p> <ul style="list-style-type: none">・ ボールが直接ゴールに入り、得点となったとき・ ボールがピッチの境界線を越えたとき・ ボールがゴールキーパー、ゴールポスト、クロスバー、またはピッチ面に触れた後、ゴールラインを越えた、あるいは得点となったとき・ 守備側ゴールキーパーがボールを止めたとき、またはゴールポスト、クロスバーから跳ね返り、ゴールラインを越えなかったとき <p>ボールが相手ゴールに向けてキックされた後に、壁なしの直接フリーキックやペナルティーキックを再び行うことになる違反が犯されておらず、またはボールの移動中にいずれのチームも累積ファウル6つ目以降の壁なしの直接フリーキックやペナルティ</p> | <p>タイムキーパーは、笛やその他の音で前後半（延長の前後半を含む）の終了を知らせる。タイムキーパーの笛やその他の音を聞いた後、主審、第2審判のいずれかが、次の点を考慮しつつ、笛を吹いて前後半、または試合の終了を告げる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 累積ファウル6つ目以降の第2ペナルティーマークからのキック、壁なしのフリーキックが行われるとき、または再び行われるとき、当該ハーフは、キックが終了するまで延長される。・ ペナルティーキックが行われるとき、または再び行われるとき、当該ハーフは、キックが終了するまで延長される。 <p>いずれかのゴールの方向にボールがプレーされたとき、主審、第2審判は、タイムキーパーが笛かその他の音を鳴らす前のプレーの行方を見なければならない。各ハーフは、次のときに終了する。</p> <ul style="list-style-type: none">・ ボールが直接ゴールに入り、得点となったとき・ ボールがピッチの境界線を越えたとき・ ボールがゴールキーパーまたは他の守備側チームの競技者、ゴールポスト、クロスバー、またはピッチ面に触れた後、ゴールラインを越えた、あるいは得点となったとき・ 守備側ゴールキーパーまたは他の守備側チームの競技者がボールを止めたとき、またはゴールポスト、クロスバーから跳ね返り、ゴールラインを越えなかったとき・ 間接フリーキックが行われたのち、ボールが2人目の競技者に触れられて相手競技者のゴールに向かっている場合を除き、ボールをプレーした競技者のチームの競技者がボールに触れたとき |

一キックを再び行うことになる違反が犯されておらず、またはボールの移動中にいずれのチームも累積ファウル6つ目以降の壁なしの直接フリーキックやペナルティーキックで罰せられる違反が犯されていない場合、各ハーフは次のときに終了する。

- ・ 相手ゴールに向けてボールがキックされたのち、ボールがゴールキーパー以外の競技者に触れたとき

- ・ 直接フリーキック、間接フリーキック、またはペナルティーキックで罰せられる違反が犯されず、直接フリーキック、間接フリーキック、またはペナルティーキックを再度行う必要がないとき

一方のチームが、各ハーフ5つ目の累積ファウルを犯したのちの直接フリーキックで罰せられる、またはペナルティーキックで罰せられる違反を犯した場合、各ハーフは次のときに終了する。

- ・ ボールが直接ゴールに向けてけられなかったとき
- ・ ボールが直接ゴールに向けてけられて、得点となったとき
- ・ ボールがピッチの境界線から出たとき
- ・ ボールが一方の、または両方のゴールポスト、クロスバー、ゴールキーパーあるいは他の守備側チームの競技者に当たり、得点となったとき
- ・ ボールが一方の、または両方のゴールポスト、クロスバー、ゴールキーパー、あるいは他の守備側チームの競技者に当たり、得点にならなかったとき
- ・ 直接フリーキック、間接フリーキック、またはペナルティーキックで罰せられる他の違反が犯されなかったとき

一方のチームが、各ハーフ6つ目の累積ファウルを犯す前に、直接フリーキックで罰せられる違反を犯した場合、各ハーフは次のときに終了する。

- ・ ボールが直接ゴールに向けてけられなかったとき
- ・ ボールが直接ゴールに向けてけられて、得点となったとき
- ・ ボールがピッチの境界線から出たとき
- ・ ボールが一方の、または両方のゴールポスト、クロスバー、ゴールキーパーあるいは他の守備側チームの競技者に当たり、得点となったとき

- ・ ボールが一方の、または両方のゴールポスト、クロスバー、ゴールキーパー、あるいは他の守備側チームの競技者に当たり、得点にならなかったとき
- ・ キックを行うチームの競技者にボールが触れたとき
- ・ 直接フリーキック、間接フリーキック、またはペナルティーキックで罰せられる他の違反が犯されなかったとき

各ハーフ、間接フリーキックで罰せられる違反が犯されたとき、各ハーフは次のときに終了する。

- ・ ボールがけられて移動中に他の競技者に触れられず、あるいは、一方の、または両方のポスト、クロスバーに当たり、直接ゴール入ったとき。この場合は、得点は認められない。
- ・ ボールがピッチの境界線から出たとき
- ・ ボールがゴールキーパー、あるいは他の守備側、もしくはキックを行った競技者以外の攻撃側チームの競技者に当たったのち、一方の、または両方のゴールポスト、クロスバーに当たって、得点になったとき
- ・ ボールがゴールキーパー、あるいは他の守備側、もしくはキックを行った競技者以外の攻撃側チームの競技者に当たったのち、一方の、または両方のゴールポスト、クロスバーに当たって、得点にならなかったとき
- ・ 直接フリーキック、間接フリーキック、またはペナルティーキックで罰せられる他の違反が犯されなかったとき

理 由

既存の文章は、ボールがゴールキーパーではない守備側競技者に当たったにもかかわらずゴールに入った場合は得点を認めないとしているなど、適切とは言えない。またペナルティーキックとなる違反が犯されていたり、あるいはチームが既に5つ目の累積ファウルを犯しているにもかかわらず、そのまま前後半が終了していた。これは反則を犯して試合結果を異なるものとさせることにもなっており、フェアプレー精神からもかけ離れている。

<日本協会の解説>

フットサルはプレーイングタイムで試合時間を計測するので、これまで前後半の終了時の得点を認めるのかどうかの判断は、タイムキーパーによるブザーの知覚時間やスコアボードの掲示時間と実際の残り時間の関係等で、非常に困難を要するケースが何度もあった。これらを解消するため、2010年にフットサル競技規則の一部が改正され、ハーフタイム終了のブザーが鳴ったとしても、主審、第2審判が最後のキックの行方を見極めて、得点かどうかを判断できるようになった。

しかしながら、条文改正の理由にもあるよう、ボールがけられて、その後前後半終了のブザーが鳴ったのち、ゴールキーパーが触れても得点は認められるが、ゴールキーパー以外の守備側競技者が触れた場合は得点が認められない、あるいは反則が犯されても、それに対する罰則が与えられないという不相当さがあった。

これらを解消すると共に、各事象における対応を整理するために、競技規則の一部を改正したものである。各事象に対する対応は次のように整理される。

前後半終了のブザーが鳴ったのちにボールがゴールに入る、また反則が犯された場合の対応

| | | |
|---|---|-------------------------------------|
| ● PK、第2PKからのキックの途中にブザーが鳴る | → | 時間を延長してPK、第2PKを行わせる (やり直しの場合も含む) |
| ● ブザーが鳴る前にシュートされ、ブザーが鳴ったのち | | |
| ・ ボールが直接ゴールに入る | → | 得点を認め、終了 |
| ・ ボールがゴールライン、タッチラインを越える | → | 終了 |
| ・ ボールがポスト等、GK、守備側競技者に当たってゴールに入る | → | 得点を認め、終了 |
| ・ ボールがポスト等、GK、守備側競技者に当たってゴールに入らない | → | 終了 |
| ・ シュートされたボールが他の攻撃側競技者に触れる | | |
| ・ (間接FKからのボールを攻撃側競技者が触れる場合を除く) | → | 終了 |
| ・ 他にFKとなる違反が犯されない、FKのやり直しとならない | → | 終了 |
| ● ブザーが鳴る前にシュートされ、ブザーが鳴ったのち | | |
| ● PK、第2PKとなる違反が犯されて、PKまたは第2PKが行われ | | |
| ・ ボールが直接ゴールに向かってけられない | → | 終了 |
| ・ ボールが直接ゴールに入る | → | 得点を認め、終了 |
| ・ ボールがゴールライン、タッチラインを越える | → | 終了 |
| ・ ボールがポスト等、GK、守備側競技者に当たったのちゴールに入る | → | 得点を認め、終了 |
| ・ ボールがポスト等、GK、守備側競技者に当たったのちゴールに入らない | → | 終了 |
| ・ 他にFKとなる違反が犯されない | → | 終了 |
| ● ブザーが鳴る前にシュートされ、ブザーが鳴ったのち | | |
| ● 直接フリーキックのみになる違反が犯されて、直接FKが行われ | | |
| ・ ボールが直接ゴールに向かってけられない | → | 終了 |
| ・ ボールが直接ゴールに入る | → | 得点を認め、終了 |
| ・ ボールがゴールライン、タッチラインを越える | → | 終了 |
| ・ ボールがポスト等、GK、守備側競技者に当たったのちゴールに入る | → | 得点を認め、終了 |
| ・ ボールがポスト等、GK、守備側競技者に当たったのちゴールに入らない | → | 終了 |
| ・ ボールが他の攻撃側競技者に触れる | → | 終了 |
| ・ 他にFKとなる違反が犯されない | → | 終了 |
| ● ブザーが鳴る前にシュートされ、ブザーが鳴ったのち | | |
| ● 間接フリーキックのみになる違反が犯されて、間接FKが行われ | | |
| ・ ボールが直接、あるいはポスト等に当たってゴールに入る | → | 得点を認めず、終了 |
| ・ ボールがゴールライン、タッチラインを越える | → | 終了 |
| ・ ボールがキッカー以外の競技者に触れた後、ポスト等に当たってゴールに入る | → | 得点を認め、終了 |
| ・ ボールがキッカー以外の競技者に触れた後、ポスト等に当たってゴールに入らない | → | 終了 |
| ・ 他にFKとなる違反が犯されない | → | 終了 |

7. 第8条 - プレーの開始および再開

| 現在の文章 | 新しい文章 |
|--|---|
| ドロップボール 違反と罰則 次の場合、最初にドロップした地点でボールを再びドロップする。 | ドロップボール 違反と罰則 次の場合、最初にドロップした地点でボールを再びドロップする。 (略) ボールがゴールに入った場合： ・ドロップしたボールがけられて直接相手競技者のゴールに入った場合、ゴールクリアランスが与えられる。 ・ドロップしたボールがけられて直接そのチームのゴールに入った場合、相手チームにコーナーキックが与えられる。 |

理 由：IFABの決定

両チームから競技者が参加しない形でドロップボールが行われた結果、得点が発生してしまうケースが多くある。このようになった場合であっても、得点を与えなければならないという圧力が主審に浴びせられることになる。また、試合のバランスを取るためにキックオフ後相手の攻撃を止めることなく、得点させるというような見苦しい状況にもなることもある。必ずこのような状況に至る訳ではないが、そのような状況になれば、大きな問題を引き起こすことにもなる。

<日本協会の解説>

重傷の競技者対応のため、ボールがインプレー中に主審や第2審判がプレーを止め、対応後ドロップボールで試合を再開することがある。その際、フェアプレー精神を考え、攻撃の意図なく一方のチームの競技者のみがドロップボールに参加してボールを相手に返したところ、誤ってそこから直接ボールがゴールに入ってしまうことがある。

そのような場合でも、主審や第2審判は競技規則に基づき、得点を認めざるを得なく、また得点したチームは不本意な得点を取り消そうと相手に得点を与えようとするケースが発生したこともある。

このような事態に至るのを防ぐため、ドロップボール後にキックしたボールが直接ゴールに入った時のみに限り、得点は認めないとしたものである。パスやドリブルなどでドロップボール後に相手のゴールに向かってプレーが続き、そこからゴールした場合は得点が認められる。

8. 第12条 — ファウルと不正行為

競技規則の解釈と審判員のためのガイドライン — 懲戒の罰則

(132頁)

| 現在の文章 | 新しい文章 |
|--|---|
| <p>懲戒の罰則</p> <p>競技者が次のように意図的にボールを手または腕で扱ったとき、反スポーツ的行為で警告されることになる。つまり、意図的かつ露骨にボールを手または腕で扱って、相手競技者がボールを受け取るのを阻止する。</p> | <p>懲戒の罰則</p> <p>競技者が次のように意図的にボールを手または腕で扱ったとき、反スポーツ的行為で警告されることになる。つまり、意図的にボールを手または腕で扱って、相手競技者がボールを受け取るのを阻止する。</p> |

理由：IFABの決定

露骨に行ったという現象より、ハンドの反則を行った結果の影響がどうであるかの方がより重要である。事実、小さなハンドの反則であってもとても大きな影響を与えるものもある。さらに言えば、“露骨”の意味の定義づけは難しく、それゆえ、それぞれの国、あるいは大陸で異なった環境で審判を行っている審判員間においてハンドに関する解釈を統一する必要がある。“露骨”という用語を外したことにより、ハンドの反則で相手競技者がボールを受け取るのを阻止した場合、警告されなければならない、解釈についてもより分かりやすいものになる。

9. 第12条 — ファウルと不正行為

フットサル競技規則の解釈と審判員のためのガイドライン：ゴールキーパーによる反則（英語版のみ）

| 現在の文章 | 新しい文章 |
|--|--|
| <p>ゴールキーパーは、次の状況下において、ピッチの味方半分内で、ボールに触れることができない。</p> <ul style="list-style-type: none">・ ピッチの味方半分内で次のいずれかの方法でボールを4秒以上保持する。<ul style="list-style-type: none">— 自分のペナルティーエリア内で手、または腕を用いる— ピッチの味方半分内で足を用いる— 自分のペナルティーエリア内で手、または腕を使い、ピッチの味方半分内で足を用いる | <p>ゴールキーパーは、次の状況下において、ピッチの味方半分内で、ボールに触れることができない。</p> <ul style="list-style-type: none">・ ピッチの味方半分内で次のいずれかの方法でボールを4秒以上保持する。<ul style="list-style-type: none">— 自分のペナルティーエリア内で手、または腕を用いる— ピッチの味方半分内で足を用いる— 自分のペナルティーエリア内で手、または腕を使い、ピッチの味方半分内で足を用いる |

こうした場合すべてにおいて、主審・第2審判のうちゴールキーパーにより近い方の審判は、4秒のカウントを明確に行わなければならない。

- ・ ボールをプレーしたのち、相手競技者がボールをプレーするまたは触れることなく、味方競技者が意図的にゴールキーパーにキックしたボールに、ゴールキーパーがピッチの味方半分内で再び触れた場合

— ゴールキーパーがボールを体のいずれかの部分で触れることは、ボールをコントロールしていると判断されるが、偶発的にゴールキーパーからはね返ったボールについてはその範囲でない。

こうした場合すべてにおいて、主審・第2審判のうちゴールキーパーにより近い方の審判は、4秒のカウントを明確に行わなければならない。

- ・ ボールをプレーしたのち、相手競技者がボールをプレーするまたは触れることなく、味方競技者が意図的にゴールキーパーにプレーしたボールに、ゴールキーパーがピッチの味方半分内で再び触れた場合

— ゴールキーパーがボールを体のいずれかの部分で触れることは、ボールをコントロールしていると判断されるが、偶発的にゴールキーパーからはね返ったボールについてはその範囲でない。

理由

FIFAの正式言語である英語版における誤りの訂正。

<日本協会の解説>

これまでの英文の条文は、味方競技者が意図的に“キック”して返したボールをゴールキーパーが触れた場合、反則とすると表現していた。しかし、スペイン語など他の言語では“キック”のみならず、ヘディング他の方法によるプレーについても対象としているので、“キック”を“プレー”と修正したものである。

施行

競技規則に関する本年の決定は、大陸連盟およびメンバー協会において、2012年7月2日から拘束力あるものとなる。しかし、現在のシーズンが7月2日までに終了しない大陸連盟およびメンバー協会については、今回採用された競技規則の変更導入を次のシーズン開始前まで遅らせてもよい。

国際サッカー連盟 事務局長
ジェローム・ヴァルク

写し送付： FIFA 理事会、FIFA 審判委員会、FIFA フットサル委員会、大陸連盟